

新庄市介護予防・日常生活支援総合事業

訪問介護相当サービス・訪問型サービスA重要事項説明書

当事業所は、新庄市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護相当サービス・訪問型サービスAの提供の開始にあたり、事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等を次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 新庄市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒996-0001 新庄市五日町字宮内240番地2
代表者（職名・氏名）	会 長 沼澤 稔
設立年月日	昭和48年9月12日
電話番号	0233-22-5797

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	もみの木訪問介護事業所	
サービスの種類	訪問介護相当サービス・訪問型サービスA	
事業所の所在地	〒996-0001 新庄市五日町字宮内240番地2	
事業所の管理者	黒坂 陽一	
電話番号	0233-22-5790	
指定年月日・事業所番号	平成29年4月1日	0 6 7 1 1 0 0 0 3 0
通常の事業の実施地域	新庄市内	
損害賠償責任保険	福祉サービス総合補償（損害保険ジャパン日本興亜（株））	

3. 事業の目的と運営の方針

（1）事業の目的

要支援状態等の利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

（2）運営の方針

- ① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

- ② 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、新庄市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ③ 訪問介護相当サービス・訪問型サービスAの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。
- ④ 上記のほか、新庄市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施します。

4. 提供するサービスの内容

訪問介護相当サービス・訪問型サービスAの内容は、次のとおりとします。

※身体介護は訪問介護相当サービスのみの方が利用できます。

身体介護に関する内容	利用者の身体に直接接触して行う介助や専門的な援助を行います。 食事、清拭や入浴、排泄、着替え、洗面、外出等の介助
生活援助に関する内容	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 掃除、洗濯、ベッドメイク、衣類整理・被服の補修、一般的な調理、配膳、後片付け、買い物、薬の受取り

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで (祝日および12月29日から翌年1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで

6. 従業者の職種、員数及び職務の内容

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	1名	0名	従業者及び業務の管理
サービス提供責任者	2名以上	0名	利用者に関する調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護相当サービス・訪問型サービスAの計画書作成等を行う。
訪問介護員等	2名以上	5名以上	専門的な援助を行う。

7. 利用料

(1) 訪問介護相当サービス・訪問型サービスA利用料

【詳細は別紙1参照】

(2) 介護保険給付対象外サービス

社会福祉法人新庄市社会福祉協議会ひまわり介護サービス事業の実施規程において申込書、契約書により、介護保険外の介護サービスを受けられます。

(3) 支払い方法

利用料金、その他の費用は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、ご利用月の翌月26日までにお支払い下さい。金融機関口座からの自動引き落としの場合は、翌月26日に振替させていただきます。

尚、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、翌月の請求と一緒に発行いたします。

支払い方法	支払い要件等
口座 引き落とし	サービスを利用した月の翌月26日（祝休日の場合は直後の平日に、あなたが指定する金融機関口座から自動引落としします。
現金払い	サービスを利用した月の翌日の26日（休業日直後の営業日）までに、現金でお支払い下さい。（現金持参時に領収を発行いたします）

8. 緊急時における対応方法

- （１）サービス提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び家族等に連絡する等の措置を講じます。
- （２）病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏 名	
	電話番号	
緊急連絡先 （家族等）	氏 名	
	連絡先	
居宅介護（予防）支援事業所（連絡先）		

9. 事故発生時の対応

- （１）訪問介護相当サービス・訪問型サービスAの提供により事故が発生した場合は、速やかに新庄市、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- （２）訪問介護相当サービス・訪問型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

10. 苦情相談窓口

- （１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	担当者：事業所の管理者 ご利用時間：8：30～17：00 電話番号：0233-22-5790
---------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関に申し立てることができます。

苦情受付機関	所在地	電話番号
新庄市成人福祉課	新庄市沖の町10-37	0 2 3 3 - 2 2 - 2 1 1 1
山形県国民健康保険団体連合会	寒河江市大字寒河江久保6番地	0 2 3 7 - 8 7 - 8 0 0 3

1 1. 秘密保持

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	訪問介護職員は、業務上知り得た、ご契約者や家族等の秘密を他に漏らすことはありません。 この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
従業者に対する秘密の保持について	職員であったものが、職員でなくなった場合も、同じように秘密を他に漏らすことはできません。

1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
- ① 医療行為及び医療補助行為。
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い。
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備など。
 - ④ 介護サービスの実施に必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。
 - ⑤ 訪問のためのヘルパーの駐車場は、原則として利用者で確保してください。
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調不良等によりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所へご連絡ください。

—

1 3. 虐待防止

当事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための取り組みを行っています。

- 1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 管理者

虐待防止に関する責任者 事務局長

- 2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

- 3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

- 4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修（年 1 回以上）を実施しています。

1 4 . 身体拘束の禁止

当事業所はサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行いません。

1 5 . 業務継続計画の策定等

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 6 . 衛生管理等

- 1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

上記、介護サービスの提供の開始に際し、利用者に対して、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明年月日	年 月 日
-------	-----------------

法人名	社会福祉法人 新庄市社会福祉協議会
所在地	〒 9 9 6 - 0 0 0 1 山形県新庄市五日町字宮内 2 4 0 - 2
事業所名	もみの木訪問介護事業所
説明者 職名氏名	サービス提供責任者： _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所	
利用者氏名	

代理人住所	
代理人氏名	

別紙1 訪問介護相当サービス・訪問型サービスA 料金表 (R6.4)

※利用料は介護保険割合証に応じた割合となります。

利用回数	訪問介護相当サービス サービス費用 要支援1・2 事業対象者	訪問型サービスA サービス費用 要支援1・2 事業対象者
週1回程度の利用	1,176円	941円
週2回程度の利用	2,349円	1,879円
週2回程度を超える利用 (要支援2相当に限る)	3,727円	2,982円

(注1) 上記の利用料は新庄市が定める金額であり、これが改正された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本料金を書面でお知らせします。

(注2) 介護保険サービス利用者負担割合は「介護保険負担割合証」をご確認下さい

<加算算定対象サービス>

○初回加算(新規) ⇒ 200円/月

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合

○介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	介護保険利用実績単位数に対して22.4%加算
---------------	------------------------